

地域医療構想策定における患者流出入  
を踏まえた必要病床数推計の都道府県  
間調整について

## 国通知(平成27年9月18日) 必要病床数推計の都道府県間調整方法について

### 【基本事項】

必要病床数の推計は、患者住所地の医療需要を基本として定める。

ただし、

- ① 4機能別かつ二次医療圏別の2025年の流出入表で流出又は流入している医療需要が10人未満の場合は、都道府県間調整の対象外。
- ② 医療機関所在地における10人未満の医療需要は、自都道府県の医療需要として算出。
- ③ 患者住所地における10人未満の医療需要は、自都道府県の医療需要として算出しない。

### 【北海道】

上記の結果、回復期の調整が必要となった。

### 【回復期機能】都道府県間調整後の数値

	2025年必要病床数	流入	流出	調整後
西胆振	616	5	▲ 1	620
全 道	20,309	140	▲18	20,431